

# 現金還元ポイントプログラム特約

## 第1条(目的等)

- 1 本規定は、SBI カード株式会社(以下「当社」という。)が当社発行のSBIカードに係る会員(以下「SBIカード会員」という。)に対し提供する現金還元ポイント付与率優遇等サービス(サービス名称:現金還元ポイントプログラム(以下「本プログラム」という。))に関する事項を定めるものです。
- 2 本プログラムは、本プログラムの対象者(以下「対象会員」という。)に係る還元ステージ(第5条第2項で定義します。)に基づき当該対象会員毎にポイント付与率を決定したうえで行うポイント付与率優遇措置その他当社所定の各種特典、優遇措置(以下「特典等」という。)を対象会員に提供するサービスです。
- 3 当社は、対象会員に対して、本プログラムに基づき、現金還元ポイントを付与します。
- 4 対象会員は、本プログラムを利用するにあたり、本規定を承諾するものとします。

## 第2条(利用対象)

- 1 対象会員は、当社が定める「SBIカード個人会員規約(Visaカード会員用)」を承諾のうえ、SBIカード会員として登録されている個人のお客さまのうち、本規定を承諾のうえ当社に申込み、当社が認めた者に限ります。
- 2 対象会員になろうとする者は、当社所定の方法で本プログラムの利用を当社に申込み(以下「本申込」という。)、当社が本申込を受諾した日(以下「入会日」という。)から、対象会員の地位を取得します。なお、当社が本申込を受諾しなかった場合には、理由の如何を問わず、本申込はその効力を失います。
- 3 当社は、入会日から、対象会員に対して本プログラムを提供します。

## 第3条(現金還元ポイントの有効期限等)

- 1 第1条第3項に基づき対象会員に対して付与された現金還元ポイントの有効期限は、当該付与日から1年後の応当日の属する月の月末までとします。
- 2 現金還元ポイントは、前項に定める有効期限の経過により消滅し、以後、対象会員は、当該現金還元ポイントの利用はできません。

## 第4条(契約期間)

本プログラムの当初の契約期間は、入会日から1年間とします。契約期間満了日までに、対象会員から、当社所定の方法による特段の申し出がない限り、本プログラムは、契約満了日の翌日から更に1年間更新されることとし、以後もまた同様とします。ただし、当社が相当の理由があると判断したうえで、契約期間満了日までに、契約を更新しない旨を対象会員に通知した場合には、契約満了日の到来により本規定に基づく契約関係は効力を失い、本プログラムは終了します。

## 第5条(ポイント付与率の優遇措置その他の特典)

- 1 当社は、対象会員に対し、本条に基づき判定される還元ステージに応じ、ポイント付与率優遇措置その他当社所定の特典等の提供を行います。
- 2 前項の還元ステージとは、SBIレベル(対象会員と当社所定のSBIグループ各社との間の取引状況によって変動するものをいう。)と、ショッピングレベル(入会日以降、半年単位のSBIカードによるショッピング利用の累計額によって変動するものをいう。)との組み合わせによって決定される基準をいいます。
- 3 還元ステージ、SBIレベル及びショッピングレベルの具体的な決定基準及び方法は、当社が別途定めるものとし、当社ホームページその他当社が別途定める方法により告知します。なお、当該決定基準等については、事前に対象会員に通知することなく変更することがあります。
- 4 ポイント付与率優遇措置その他当社所定の特典等の具体的な内容については、当社のホームページその他当社が別途定める方法で告知するものとし、対象会員はその告知内容に従うものとします。

## 第6条(特典等に関する注意事項)

- 1 本プログラムによって対象会員に提供される特典等の譲渡、質入、貸与等はできません。
- 2 当社が対象会員による本プログラムの利用方法が不適切であると判断した場合、当社は、当該対象会員に係る還元ステージ、SBIレベル及びショッピングレベルの見直しを行うほか、当該対象会員に付与した現金還元ポイント、ポイント付与率優遇措置その他一切の特典等の全部又は一部を失効させ又は提供を行わないことができるものとします。
- 3 第1条第3項に基づき対象会員に現金還元ポイントが付与された後に、その原因となった取引行為が取消、解除、無効その他の原因により効力を失った場合(以下「購入キャンセル」という。)には、本プログラムの末尾の例に記載のとおり、ポイントの減算処理を行います。

## 第7条(残高、利用履歴等の照会等)

- 1 当社は、対象会員に対し、毎月通知するご利用明細に現金還元ポイントの残高、利用履歴、その他の情報(以下「ポイント付与情報」という。)を表示し、対象会員は係る表示により自らのポイント付与情報を確認するものとします。
- 2 本プログラムは、当社が実施するサービスです。対象会員が、還元ステージ決定に係る取引、サービスを提供する当社以外の企業に対して、本プログラムに関する問い合わせをした場合であっても、当該企業は、当該問い合わせに応じることはできません。

## 第8条(契約終了)

- 1 対象会員が本規定に基づく契約を解約する場合は、当社所定の手続により行うものとします。
- 2 次のいずれかに該当した場合は、当社は、当社の判断により、対象会員に通知することなく、いつでも本規定に基づく契約を解除することができるものとします。
  - (1) 対象会員が退会その他の事由によりSBIカード会員としての地位を喪失したとき
  - (2) 対象会員において相続の開始があったとき
  - (3) 対象会員について支払いの停止があったとき又は破産手続開始、民事再生手続開始の申立てがあったとき
  - (4) 住所変更を怠るなど対象会員の責めに帰すべき事由によって、当社において対象会員の所在が不明になったとき
  - (5) 対象会員が本プログラムの申込みの時に虚偽の申告をしたことが判明したとき
  - (6) 対象会員が偽造、変造その他不正の手段を用いてポイント等を作成したとき
  - (7) 対象会員が本規定を含む当社との間の各種契約、合意等に違反した場合その他対象会員との契約関係の継続が相当でないとき当社が判断する一切の事由が生じたとき
- 3 当社は、理由の如何を問わず、本プログラムの一部又は全部を終了することがあります。その場合、本規定に基づく契約は当然に終了します。
- 4 本規定に基づく契約が期間満了、解除、本プログラムの終了その他の理由により終了した場合には、本プログラムで提供された特典等は、すべて失効し、対象会員は、本プログラムに関わる一切の権利を喪失します。なお、過去に対象会員であったものが再度の申込み等により、再び対象会員としての地位を取得した場合であっても、別途当社が定めるものを除き、従前の特典等及び権利関係は、引き継がれません。

## 第9条(免責事項)

- 1 次の各号の事由により本プログラムの提供が遅延若しくは不能となった場合又は当社が送信した情報に誤謬、脱漏等が生じた場合であっても、そのために生じた損害について、当社は、責任を負いません。
  - (1) 当社又は当社の提携先が相当の安全対策を講じたにもかかわらず端末機・通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき

- (2) 災害、事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由が生じたとき
- (3) 当社以外の者の責に帰すべき事由があったとき
- 2 公衆電話回線、専用電話回線、インターネットその他の通信回線等の通信経路において盗聴等がなされたことにより対象会員の暗証番号、取引情報等が漏えいした場合であっても、そのために生じた損害について、当社は、責任を負いません。
- 3 本プログラムの提供にあたり、当社が当社所定の本人確認手続きにより本人確認を行ったうえで対象会員本人とみなしたときには、なりすましその他の事由により対象会員に損害が生じた場合であっても、当社は、責任を負いません。
- 4 第1項から前項までに規定する事由以外の事由により、契約期間中に本プログラムの提供が休止または遅延したことによって対象会員に損害が生じた場合であっても、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は、係る損害に対する責任を負わないものとします。
- 5 第8条第1項及び第2項に基づき本規定に基づき契約が解除された場合に、当該解除に伴い生じた対象会員の損害について、当社は、一切責任を負わないものとします。また、同条第3項その他事由に基づき契約が終了したことにより対象会員に損害が生じた場合であっても、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は、係る損害に対する責任を負わないものとします。

#### 第10条(本規定の変更)

当社は、対象会員に事前に通知することなく本規定を変更できるものとし、当社のホームページ上に掲示することにより対象会員に変更内容を告知するものとします。係る告知後は、規定変更につき対象会員の知・不知を問わず、変更後の規定が対象会員に適用されるものとします。

#### 第11条(準拠法・管轄)

本規定の準拠法は日本法とします。本規定に関連して訴訟の必要が生じた場合には、当社の本社所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

#### 第12条(規定の準用)

本規定に定めのない事項については、SBIカード個人会員規約(Visaカード会員用)、本プログラムに係る当社の他の規定、規則及びホームページ記載の内容に従い取り扱いを行います。

#### 例: 購入キャンセルに伴うポイントの減算処理について

##### 1. 商品購入時のポイント付与率が特定できる場合

- (1) 商品購入時からポイント付与率が変わっていない場合  
対象会員がある商品を購入し、その後、還元ステージの変化がない状態で購入キャンセルをした場合、当該商品購入時に付与されたポイントと同数のポイントを減算処理します。

【例】対象会員が1万円のパソコンをポイント付与率 1.0%の時に購入し(100ポイント取得)、その後、還元ステージの変化がない状態で当該パソコンにつき購入キャンセルをした場合、100ポイントを減算

- (2) 商品購入時からポイント付与率が上がった場合  
対象会員がある商品を購入後、還元ステージが上がった後に、その状態で購入キャンセルをした場合、当該商品購入時に付与されたポイントと同数のポイントを減算処理します。

【例】対象会員が1万円の家具をポイント付与率 1.0%の時に購入し(100ポイント取得)、その後、還元ステージが上がりポイント付与率が 1.2%に上がった後に当該家具につき購入キャンセルをした場合、100ポイントを減算

- (3) 商品購入時からポイント付与率が下がった場合  
対象会員がある商品を購入後、還元ステージが下がった後に、その状態で購入キャンセルをした場合、当該商品購入時に付与されたポイントと同数のポイントを減算処理します。

【例】対象会員が1万円の自転車を購入し(100ポイント取得)、その後、還元ステージが下がりポイント

付与率が 0.8%に下がった後に、当該自転車につき購入キャンセルをした場合、100ポイントを減算

##### 2. 商品購入時のポイント付与率が特定できない場合

対象会員がある商品を購入後、購入キャンセルをした場合で、当該商品購入時のポイント付与率が特定されなかった場合(※)、当社が定める最低ポイント付与率を当該商品購入代金に乗じて算出されたポイントにて減算処理します。

【例】対象会員が合計1万円の靴と鞆をポイント付与率 1.0%の時にまとめて購入し(100ポイント取得)、その後、当該商品の一部又は全部につき購入キャンセルをしたが、当社でポイント付与時の還元ステージが特定できなかった場合は、当社の定める最低ポイント付与率 0.8%のポイント付与率により算出されたポイント(80ポイント)を減算

※還元ステージの判定に関わりません。

VA001.1010